

指定管理者候補者の選定について [静岡県男女共同参画センター]

静岡県くらし・環境部県民生活局男女共同参画課

1 静岡県男女共同参画センターと指定管理者制度

県は、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を目指し、その推進拠点として、平成5年4月から「静岡県男女共同参画センター」（設置当初は「静岡県女性総合センター」、平成15年4月から現在の名称に変更）を設置している。

また、平成19年度から、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的に、指定管理者制度を導入している。

指定管理期間が令和5年3月で終了することに伴い、次期指定管理者の候補者を選定した。

2 施設の概要

施設名称	静岡県男女共同参画センター																																		
設置目的	男女共同参画推進の拠点																																		
供用開始	平成5年4月24日																																		
所在地	静岡市駿河区馬淵1-17-1																																		
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上8階、地下1階																																		
敷地面積	3,149.87 m ²																																		
延床面積	本体 8,758.82 m ² 駐車場等 1,204.04 m ²																																		
施設内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>面積 m²</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">事業施設</td> <td>管理部門</td> <td>232.3</td> <td>事務室、企画室、作業室、更衣室</td> </tr> <tr> <td>行政部門</td> <td>338.1</td> <td>相談室、旧所長室、展示コーナー、図書室に係る情報コーナー、講師控室</td> </tr> <tr> <td>青少年交流スペース (アンダンテ)</td> <td>74.4</td> <td>事務室、相談室</td> </tr> <tr> <td>県事業実施部門</td> <td>67.5</td> <td>事務室</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公の施設</td> <td>貸出部門</td> <td>2,704.4</td> <td>特別会議室、大会議室兼展示室、会議室(8室)、研修室(3室)、ホール(大・小)、実習室(2)、茶室、音楽室、団体交流室(2)、こどもの部屋</td> </tr> <tr> <td>開放部門</td> <td>306.5</td> <td>図書室</td> </tr> <tr> <td>共用部門</td> <td>4,938.5</td> <td>ロビー、廊下、階段、トイレ、倉庫、機械室、中央監視室等</td> </tr> <tr> <td>その他部門</td> <td>97.1</td> <td>団体事務室等</td> </tr> <tr> <td>本体合計</td> <td>8,758.8</td> <td>駐輪場 23.26 m² 駐車場 2基 (74台) 1,216.78 m²</td> </tr> </tbody> </table>			区分	面積 m ²	摘要	事業施設	管理部門	232.3	事務室、企画室、作業室、更衣室	行政部門	338.1	相談室、旧所長室、展示コーナー、図書室に係る情報コーナー、講師控室	青少年交流スペース (アンダンテ)	74.4	事務室、相談室	県事業実施部門	67.5	事務室	公の施設	貸出部門	2,704.4	特別会議室、大会議室兼展示室、会議室(8室)、研修室(3室)、ホール(大・小)、実習室(2)、茶室、音楽室、団体交流室(2)、こどもの部屋	開放部門	306.5	図書室	共用部門	4,938.5	ロビー、廊下、階段、トイレ、倉庫、機械室、中央監視室等	その他部門	97.1	団体事務室等	本体合計	8,758.8	駐輪場 23.26 m ² 駐車場 2基 (74台) 1,216.78 m ²
	区分	面積 m ²	摘要																																
	事業施設	管理部門	232.3	事務室、企画室、作業室、更衣室																															
		行政部門	338.1	相談室、旧所長室、展示コーナー、図書室に係る情報コーナー、講師控室																															
		青少年交流スペース (アンダンテ)	74.4	事務室、相談室																															
		県事業実施部門	67.5	事務室																															
	公の施設	貸出部門	2,704.4	特別会議室、大会議室兼展示室、会議室(8室)、研修室(3室)、ホール(大・小)、実習室(2)、茶室、音楽室、団体交流室(2)、こどもの部屋																															
		開放部門	306.5	図書室																															
	共用部門	4,938.5	ロビー、廊下、階段、トイレ、倉庫、機械室、中央監視室等																																
	その他部門	97.1	団体事務室等																																
本体合計	8,758.8	駐輪場 23.26 m ² 駐車場 2基 (74台) 1,216.78 m ²																																	
入館者数	72,149人(令和3年度)																																		
現在の指定管理者・委託料	あざれあ交流会議グループ 90,765千円																																		

3 指定管理者の募集

募集方法	公募
募集期間	募集要項配布 令和4年9月13日(火)～9月21日(水) 申請受付 令和4年9月30日(金)～10月5日(水)
事業計画書の提出	「静岡県男女共同参画センター指定管理者募集要項」に基づき、管理運営内容と県が支払う委託料の提案を事業計画書として提出する。
管理運営方針	男女共同参画を推進するため、施設を広く県民の利用に供するとともに、男女共同参画団体を始め県民との連携・協働を図りつつ、管理運営を行う。
指定の基準	知事は、申請があったときは、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するもののうちから、最も適切にセンターの管理を行うことができると認められるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。 (1)事業計画の内容が、県民の平等な使用を確保することができるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。 (2)事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮できるものであること。 (3)事業計画の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (4)事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。
募集内容	(1) センターを県民の使用に供することに関する業務のうち、次に掲げるもの ア 開館時間の変更 イ 臨時の開館又は休館の決定 ウ 使用の承認及び条件の付与 エ 使用の不承認（公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める場合を除く） オ 承認の取消し又は使用の制限（公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める場合を除く） (2) 男女共同参画に関する情報の収集及び提供を行うこと (3) 男女共同参画に関する県民の自主的な活動及び交流を支援すること (4) センターの維持管理に関する業務 (5) その他センターの管理に関する業務
指定期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）
県が支払う委託料	申請者による提案に基づき、予算の範囲内で年度ごとに支払う。ただし、令和5年度の上限額は91,000千円とする。
利用料金制度	・利用料金は、条例の定める範囲内で、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めることができる。 ・利用料金は、指定管理者が直接収入として収受することができる。

4 指定管理者選定審査会

審査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者、県職員からなる「静岡県男女共同参画センター指定管理者選定審査会」を設置する。 ・審査会においてヒアリングを行い、優秀者1者を選定する。
指定管理者選定審査会委員	犬塚 協太（静岡県公立大学法人 静岡県立大学国際関係学部教授） 鈴木 宏和（一般財団法人 静岡経済研究所リサーチアドバイザー） 小林 昭子（静岡県消費者団体連盟会長） 橋本 裕子（弁護士） 高畑 英治（静岡県くらし・環境部長）

審査項目及び配点	選定基準	評価項目	配点
	1 基本要件		①管理運営に関する基本方針が、施設の設置目的や県の基本方針に合致しているか。 ②男女共同参画団体、県民、関係機関等との連携を通じ、男女共同参画の推進が図られるか。
2 県民の平等な使用の確保とサービスの向上が図られること		①男女共同参画団体に対する優先使用に配慮しつつ、利用者、利用団体等が平等に利用できる環境が確保されているか。 ②利用者へのサービス向上が具体的に示されているか。	10
3 センターの効用を最大限に発揮できる事業計画であること		① 男女共同参画推進に関する事業について成果が見込まれるか ② 男女共同参画の推進に資する自主事業を積極的に提案しているか。 ③利用者増への具体的な取組を提案しているか。 ④利用者満足度の把握や苦情・要望への対応（運営改善への反映）に関する提案は適切か。 ⑤施設の維持管理、修繕等についての計画は妥当なものか	40
4 管理に係る経費の縮減が図られるものであること		①管理経費縮減の取組は十分なものか。 ②委託料の提案額、収支計画は適切か。	10
5 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること		①施設を継続的・安定的に運営することが可能な財政的基盤はあるか。 ②施設管理に関する技術・経験・実績は十分なものか。 ③センターの管理運営に必要な体制（組織、人員配置、人材育成、業務委託等の妥当性）は十分確保されているか。 ④個人情報の保護、情報公開への対応、危機管理、リスク管理への具体的な対応策は適切か。	25
	合	計	100

5 指定管理者候補者の選定

(1) 指定管理者優秀者の選定

指定管理者 優秀者	あざれあ交流会議グループ 代表団体 特定非営利活動法人静岡県男女共同参画センター交流会議
団体の概要	①特定非営利活動法人静岡県男女共同参画センター交流会議 ・男女共同参画社会形成の諸事業 ②株式会社セイセイサーバー ・ビル管理代行、清掃衛生業、駐車場経営、警備業ほか

	③株式会社東海ビルメンテナンス静岡支店 ・ビル清掃、電気・空調・給排水設備の保守管理ほか
提案の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理においては、ファシリティマネジメントの考え方を導入し、合理的かつ効率的な運用を行う。 ・令和5年度から9年度までの「第3次中期事業計画」を策定し、社会情勢の変化に対応した男女共同参画推進のための事業を計画的に実施する。 ・ネットワークを生かした中間支援活動の推進、大学等との連携により、若い世代に向けた情報発信を積極的に行う。
県が支払う委託料の提示額	令和5年度 91,000千円 (令和6年度以降については、毎年度協定書で定めるものとする。)

(2) 選定経過

申請者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あざれあ交流会議グループ ＜構成団体＞ 特定非営利活動法人静岡県男女共同参画センター 交流会議（代表団体） 株式会社セイセイサーバー 株式会社東海ビルメンテナンス静岡支店</td> <td>静岡市</td> </tr> </tbody> </table>		団体名	所在地	あざれあ交流会議グループ ＜構成団体＞ 特定非営利活動法人静岡県男女共同参画センター 交流会議（代表団体） 株式会社セイセイサーバー 株式会社東海ビルメンテナンス静岡支店	静岡市																			
	団体名	所在地																							
あざれあ交流会議グループ ＜構成団体＞ 特定非営利活動法人静岡県男女共同参画センター 交流会議（代表団体） 株式会社セイセイサーバー 株式会社東海ビルメンテナンス静岡支店	静岡市																								
資格審査	申請受付終了後、事務局において資格確認を行った結果、募集要項に定める資格要件を満たしていた。																								
提案審査	選定経過	令和4年10月12日（水）に指定管理者選定審査会を開催した。審査会において、申請者に対して審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を行った結果、「あざれあ交流会議グループ」が静岡県男女共同参画センターの指定管理者の優秀者として適当であることが認められた。																							
	審査結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>選定基準</th> <th>配点</th> <th>得点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 基本要件</td> <td>15</td> <td>13.0</td> </tr> <tr> <td>2 県民の平等な使用の確保とサービスの向上が図られること</td> <td>10</td> <td>9.4</td> </tr> <tr> <td>3 センターの効用を最大限に発揮できる事業計画であること</td> <td>40</td> <td>33.2</td> </tr> <tr> <td>4 管理に係る経費の縮減が図られるものであること</td> <td>10</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td>5 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること</td> <td>25</td> <td>21.8</td> </tr> <tr> <td>加点（期間評価が「優秀」のため）</td> <td>—</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>100</td> <td>91.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>注）得点は、選定審査会委員による採点の平均点である。</p>	選定基準	配点	得点	1 基本要件	15	13.0	2 県民の平等な使用の確保とサービスの向上が図られること	10	9.4	3 センターの効用を最大限に発揮できる事業計画であること	40	33.2	4 管理に係る経費の縮減が図られるものであること	10	9.0	5 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること	25	21.8	加点（期間評価が「優秀」のため）	—	5.0	合計	100
選定基準	配点	得点																							
1 基本要件	15	13.0																							
2 県民の平等な使用の確保とサービスの向上が図られること	10	9.4																							
3 センターの効用を最大限に発揮できる事業計画であること	40	33.2																							
4 管理に係る経費の縮減が図られるものであること	10	9.0																							
5 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること	25	21.8																							
加点（期間評価が「優秀」のため）	—	5.0																							
合計	100	91.4																							
講評及び選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センターの指定管理者として、15年半にわたり堅実な運営を展開してきた実績が評価された。 ・男女共同参画の拠点施設としての役割を果たす施設としての、更なる取組を期待する。 																								

(3) 指定管理者候補者の選定

県では、以上の経過に基づき、審査会において優秀者として選定された「あざれあ交流会議グループ」を候補者として選定した。